

令和5年度 収支予算書

団 体 名	一般社団法人全日本空道連盟
助成活動の内容	競技会開催（競技）
助成活動名	2023北斗旗第6回世界空道選手権大会 2023第3回世界空道ジュニア選手権大会

(収入)

(単位：円)

科 目	金 額	内 容
基金助成金収入	8,000,000	助成割合：2/3
協賛金収入	4,270,000	10団体（企業）+100個人 程度を想定
入場料収入	3,600,000	5月13日（300人*4,500円）+5月14日（500人*4,500円）
参加料収入	1,300,000	（成人96人*10,000円）+（ジュニア68人*5,000円）
補助金・委託金等収入	0	
その他収入	10,158,000	プログラム販売、宿泊費、研修参加費等
自己負担金	10,739,000	
合 計	38,067,000	

(支出)

(単位：円)

科 目	事業に要する経費	助 成 対 象 経 費			助成対象外経費
		助成対象 経費総額（A）	左記のうち、助成対象 経費限度額（B）	限度額との差 （A-B）	
諸 謝 金	1,890,000	1,790,000	1,790,000	0	100,000
旅 費	21,459,000	289,000	289,000	0	21,170,000
渡 航 費	0	0	0	0	0
滞 在 費	0	0	0	0	0
借 料 及 び 損 料	3,520,000	3,520,000	3,520,000	0	0
消 耗 品 費	0	0	0	0	0
ス ポ ー ツ 用 具 費	1,441,000	1,406,000	1,406,000	0	35,000
備 品 費	0	0	0	0	0
印 刷 製 本 費	1,725,000	1,725,000	1,725,000	0	0
通 信 運 搬 費	120,000	60,000	60,000	0	60,000
委 託 費	0	0	0	0	0
賃 金	0	0	0	0	0
会 議 費	0	0	0	0	0
雑 役 務 費	5,032,000	5,032,000	5,032,000	0	0
補 助 金 ・ 交 付 金	0	0	0	0	0
コ ロ ナ 対 策 経 費	58,000	58,000	58,000	0	0
そ の 他	2,822,000	0	0	0	2,822,000
合 計	38,067,000	13,880,000	13,880,000	0	24,187,000
		C	13,880,000		

交 付 決 定 額 内 訳 表

(単位：円)

助成区分 助成活動名 活動名	助成対象経費 限度額	交付決定額
スポーツ団体大会開催助成 競技会開催（競技力向上活動） 2023北斗旗第6回世界空道選手権大会 2023第3回世界空道ジュニア選手権大会	13,880,000	8,000,000
合計	13,880,000	8,000,000

【注意事項及び審査結果一覧】

助成対象者名	一般社団法人全日本空道連盟
助成活動細目	競技会開催（競技）
活動名	2023北斗旗第6回世界空道選手権大会 2023第3回世界空道ジュニア選手権大会

【事業実施にあたっての注意事項】

- ※ 交付決定(内定)時に助成対象経費とした経費であっても、実施状況報告及び実績報告の内容を審査した結果、助成対象経費としない場合がありますので、事務処理体制を適切に構築してください。
- ※ 助成事業(決定)者は、金融機関に助成事業(活動)についての専用の口座を設け、助成事業(活動)に係る入出金は全て当該専用口座を活用する必要があります。
- ※ 助成対象経費の支払は、本邦の通貨(円)とし、助成事業専用口座からの、口座間の銀行振込を原則とします。一部の例外を除き、現金により支出する場合は助成対象経費となりませんのでご注意ください。詳細は、「会計処理の手引き」11～12ページをご確認ください。
- ※ 当活動の助成対象経費の下限額は、150万円となります。活動を実施した結果、助成対象経費が上記下限額に満たない場合は、助成金の交付を行いませんので、注意してください。

交付申請書の審査結果は以下のとおりですので、ご確認ください。
なお、交付決定(内定)金額は交付決定(内定)通知書のとおりです。

項目	内容	審査結果
諸謝金	医師、看護師、大会役員、審判員について	諸謝金を対象経費とする場合には、報告時に諸謝金・旅費等一覧表を提出してください。また、各個人が謝金を受領していることが確認できる書類(銀行振込伝票、受領書等)を提出してください。 ※代表者への支払だけでは助成対象経費とできません。なお、所得税法の規定により、支払に係る金額につき源泉徴収を行うことが義務付けられています。源泉徴収を行う場合は、謝金等の支払金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支給する旨を、相手方に通知してください。源泉徴収に関する取扱いは、所轄の税務署にお問合せください。
	修正箇所	ADアウトリーチ講師、AD検査は助成対象外経費となります。
旅費・交通費	旅費について	実費弁償(直接に実際にかかった経費の支給)が原則となりますので、実績報告時には諸謝金・旅費等一覧表を提出してください。
旅費・宿泊費	宿泊費について	原則として、大会期間の前後1日までが対象経費となります。やむを得ない理由が確認できる場合のみ対象経費といたします。報告時に明確にしてください。なお、選手の宿泊費は対象としてみることはできません。併せて、実績報告時に確認いたします。
	修正箇所	海外選手・成人、海外選手・ジュニアは助成対象外経費となります。
借損料	マイクロバス、大型バスについて	会場の地理的条件等により、競技等の指定実施場所への公共交通機関による移動が困難な場合など特別な理由がある場合のみ、主催者側が手配するバス等の借料が助成対象経費となります。報告時にその理由書を提出してください。また、利用日・単価・数量など料金内訳がわかる書類(請求書・料金表など)及びバスの詳細な運行状況(運行日時・区間・対象者等)が分かる資料も提出してください。空港からホテルまでは対象経費になります。
借損料	体育館使用料について	会場使用料は、助成活動であるスポーツ大会の原則として前日、当日、翌日のみが助成対象経費となりますので事前(事後)に係る使用料は、助成対象外経費となります。
スポーツ用具費	すべて	①助成対象経費総額(A)の合計額の30%が助成対象経費限度額となります。実績報告時に助成対象経費総額(A)を確認し、最終的な助成対象経費限度額を確認することになります。 ②スポーツ振興基金のシンボルマークを表示(耐久性があるもの、着脱式は不可)すること、シンボルマークの表示がない場合には、助成対象外経費となります。(競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。)なお、取得物品への表示が困難な場合は、利用者の目のつくところに看板を表示してください。
	修正箇所	No.30スタッフ被服類は助成対象外経費となりますので修正しております。
印刷製本費	すべて	スポーツ振興基金のシンボルマークとスポーツ振興基金助成活動の旨の掲示があるものが助成対象経費となります。実績報告時に成果物をご提出ください。100万円以上の契約を行う場合は、見積合わせによる競争を行う等、助成対象経費の経済的・効率的執行に努め、実績報告時に契約書の写し又は請書(受注書)・完了報告書・検査調書を提出してください。(『会計処理の手引き』P.32-33参照)
通信運搬費	すべて	目的、荷物の内容・数量等が明確であり、かつ活動の実施に必要なものに限り対象となります。実績報告時に確認をします。
		No.36ピザ申請書国際郵便は助成対象外経費となりますので修正しております。
雑務費	すべて	100万円以上の契約を行う場合は、見積合わせによる競争を行う等、助成対象経費の経済的・効率的執行に努め、実績報告時に契約書の写し又は請書(受注書)・完了報告書・検査調書を提出してください。(『会計処理の手引き』P.30-32参照)盾、メダル等を競技成績優秀者に対する表彰のために作成する場合に限り、対象となります。副賞賞品、参加賞等の場合は、助成対象外経費となります。
コロナ対策経費	すべて	助成対象経費総額(A)の合計額の10%が助成対象経費限度額となります。実績報告時に助成対象経費総額(A)を確認し、最終的な助成対象経費限度額を確認することになります。
その他	すべて	助成対象外経費となります。